

# 官報

昭和二十三年十一月三十日

## 第三回 参議院会議録第十七号

昭和二十三年十一月二十九日(月曜日)  
午前十一時十五分開議

議事日程 第十六号

昭和二十三年十一月二十九日

午前十時開議

第一 衆議院議員選挙法第十二條  
の特例等に関する法律等の一部  
を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 訴訟費用等臨時措置法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

(委員長報告)

第三 種災都市借地借家臨時処理  
法第二十五条の二の災害並び同  
條の規定を適用する地区を定め  
る法律案(内閣提出、衆議院送  
付)

(委員長報告)

第四 海事仲裁等に関する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 地方國体中央金庫設置の請  
願

(委員長報告)

第六 公共事業費の財源増額  
に関する請願

(委員長報告)

第七 自治体警察経費の財源増額  
に関する請願

(委員長報告)

第八 自治体警察設置市町村の配  
付税増額に関する請願

(委員長報告)

第九 市町村の國又は縣の負担す  
る事務についての財源措置に關  
する請願

(委員長報告)

第十 國稅、縣稅の賦課適正に  
する請願

(委員長報告)

第十一 國立出自療養所施設拡充  
に関する請願

(委員長報告)

第十二 國立療養所看護婦増員の  
請願

(委員長報告)

第十三 濟生港船入港審議に關す  
る請願

(委員長報告)

第十四 伊庵敷港を漁港並びに避  
難港に指定の請願

(委員長報告)

第九 市町村の國又は縣の負担す  
る事務についての財源措置に關  
する請願

(委員長報告)

第一〇 國稅、縣稅の賦課適正に  
する請願

(委員長報告)

第一一 國立出自療養所施設拡充  
に関する請願

(委員長報告)

第一二 國立療養所看護婦増員の  
請願

(委員長報告)

第一三 漁船保險に關する請願

(委員長報告)

第一四 農林省立浜田水産試驗場  
浦鄉分場の國立水產試驗場分場  
編入に關する請願

(委員長報告)

第一五 大泊港修繕に關する請願

(委員長報告)

第一六 伊庵敷港を漁港並びに避  
難港に指定の請願

(委員長報告)

第一七 萩生港船入港審議に關す  
る請願

(委員長報告)

第一八 二俣、佐久間間鐵道設  
付に關する請願

(委員長報告)

第一九 桜川町、御前崎間開港荷  
物自動車運行に關する請願

(委員長報告)

第二〇 松戸、平岡間に電化促進  
に関する請願

(委員長報告)

第二一 鹿児島、鹿屋両港間に國  
際航路開設の請願

(委員長報告)

第二二 水井川信号場を駅に昇格  
促進に關する請願

(委員長報告)

第二三 早月信号場を駅に昇格の  
請願

(委員長報告)

第二四 太平橋架橋に關する請願

(委員長報告)

第二二 酒田港堅急敷備に關する  
請願

(委員長報告)

第二三 汽船龍頭山丸移動に關す  
る請願

(委員長報告)

第二四 吉都線都城、谷頭両駅間  
に簡易乗降場新設の請願

(委員長報告)

第二五 仙台駅東升降口設置に關  
する請願

(委員長報告)

第二六 鹿児島、古江両港間に國  
際航路開設の請願

(委員長報告)

第二七 高梁、落合両町間並びに  
中津井、中井両村間に國營自動  
車の運転開始の請願(二件)

(委員長報告)

第二八 平津戸、宮古両駅間災害  
自動車の運転開始の請願

(委員長報告)

第二九 宇野、味野両港間に定期  
通航船運航の請願

(委員長報告)

第三〇 三納代、妻両駅間に國營  
自動車の運転開始の請願

(委員長報告)

第三一 丹波東海連局東京支局の外  
格に關する請願

(委員長報告)

第三二 國家公務による身体障害  
者等に鉄道無賃バス交付の請願

(委員長報告)

第三三 早月信号場を駅に昇格の  
請願

(委員長報告)

第三四 水井川信号場を駅に昇格  
の請願

(委員長報告)

第三五 郡山、白石両駅間鐵道電  
化促進に關する請願

(委員長報告)

第三六 簡易生命保險及び郵便年  
金積立金運用再開に關する請願

(委員長報告)

第三七 長野縣赤穂町にラジオ中  
継放送局設置の請願

(委員長報告)

第三八 都城市沖水に電話架設の  
請願

(委員長報告)

第三九 白河局の電話交換方式變  
更に關する請願

(委員長報告)

第四〇 福島縣原町に放送局出張  
所設置の請願

(委員長報告)

第四一 福島縣の電話交換方式變  
更に關する請願

(委員長報告)

第四二 福島縣大原村大里に無集  
團に關する請願

(委員長報告)

第四三 長野縣平村の電話加入區  
域を大町郵便局區域に変更の請  
願

(委員長報告)

第四四 愛媛縣東南村單独加入電  
話新規加入に關する請願

(委員長報告)

第四五 元地道路改修工事に關す  
る請願

(委員長報告)

第四六 丹野川改修工事繼續に關  
する請願

(委員長報告)

第四七 芝北川並びにアイヌ川改  
修工事施行に關する請願

(委員長報告)

第四八 新田川並びに戸前、差首  
野兩河川改修工事施行に關する  
請願

(委員長報告)

第四九 太平橋架橋に關する請願

(委員長報告)

第五〇 拓殖道路改良工事等に關  
する請願

(委員長報告)

五一 山形縣の災害復旧國庫補助  
に關する請願

(委員長報告)

五二 帶廣、池田間地方費道干  
勝川架橋に關する請願

(委員長報告)

五三 國道長野、飯田線の改良  
事業費國庫補助に關する請願

(委員長報告)

五四 宮崎、西米良間及び熊本  
湯の前、八代間縣道の國道編入  
に關する請願

(委員長報告)

五六 宮崎、西米良間及び熊本  
事業費國庫補助に關する請願

(委員長報告)

五七 熊島、西米良間及び熊本  
に關する請願

(委員長報告)

五八 内川改修工事等に關する  
請願

(委員長報告)

五九 諸滑川口修理等に關する  
請願

(委員長報告)

六〇 牛朱別川改修工事施行に  
關する請願

(委員長報告)

六一 小名浜、新潟間生産道路  
改良工事に關する請願

(委員長報告)

六二 新田川並びに戸前、差首  
野兩河川改修工事施行に關する  
請願

(委員長報告)

六三 茨城縣の災害復旧事業助  
成に關する請願

(委員長報告)









昭和二十三年六月二十八日北陸地方におこつた震災及びこれに伴つておこつた火災

災害	地区
福井県のうち	福井市
吉田郡のうち	酒生村 東郷村 下文殊村
六條村 社村	西藤島村 河合村 岡保村 森田町
坂井郡のうち	松岡町 五嶺ヶ島村
芦原町 北潟村 細呂木村	坪江村 伊井村 東十郷村
金津町 高柳村 磐部村 春江町	大石村 長戸村 兵庫村 大関村
本庄村 木部村	鶴村 大安寺村 浜四郷村

福井県のうち	吉田郡のうち	坂井郡のうち	芦原町 北潟村 細呂木村	金津町 高柳村 磐部村 春江町	本庄村 木部村	鶴村 大安寺村 浜四郷村
石川県のうち	江沿郡のうち	大聖寺町	坪江村 伊井村 東十郷村	大石村 長戸村 兵庫村 大関村	本庄村 木部村	鶴村 大安寺村 浜四郷村
西藤島村	一関市 中藤島村					

昭和二十三年七月二十四日福井地方におこつた水害	福井縣のうち	吉田郡のうち	坂井郡のうち	芦原町 北潟村 細呂木村	金津町 高柳村 磐部村 春江町	本庄村 木部村	鶴村 大安寺村 浜四郷村
昭和二十三年九月十六日東北地方におこつた風水害	岩手縣のうち	福井市	大聖寺町	坪江村 伊井村 東十郷村	大石村 長戸村 兵庫村 大関村	本庄村 木部村	鶴村 大安寺村 浜四郷村

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔岡部常君登壇、拍手〕

○岡部常君 只今上程になりました二法案について委員会の審議の状況並びに結果を報告いたします。  
先ず訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について申上げます。

民事、刑事の訴訟費用及び執行手数料等は、それく民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執達更手数料規則の三法律の中に規定してありますが、戦時中の諸物價騰貴に應じて臨時にこれらを増額するために訴訟費用等臨時措置法が制定せられまして、更に諸物

價の引續く高騰に伴いまして、一昨年の九月及び昨年十一月と再三増額を見たのであります。然るにその後も経済情勢の変遷は依然として物價高騰を続けておりまして、現行手数料は全く実際に副わるものとなつております。それがために訴訟関係者は非常に重い負担を強いられるに至りまして、殊に執行吏においては現在の收入を以てしてはその生計を維持することも困難となり、延いては民事、刑事の訴訟や強制執行制度の円滑な運行も覚束ない状況に立ち至りましたので、今回更に暫定的に右手数料の増額をなし、現状を開闢せんとするのが本法案の目的とするところであります。要点の一、二を述べますと、第一は、民事、刑事の訴訟費用及び執行吏の手数料等を増額した点で、諸官廳の内國旅費支給規定を準じて定めたのであります。第二は執行吏の差押及び競賣手数料の計算方法を改めた点であります。即ち手数料類を定める標準となる債権額又は競賣金額を五万円以下六段階に分けてありますが、現在ではこの分け方はすでに細かきに過ぎると共に、五万円を超える場合に適当な段階の設けがなく、手数料算定に適正を欠く憾みがありますので、今回十萬円以下を六段階に分け、且つ一事件に起つた風水害につきまして、福井都市借地借家臨時処理法の適用を必要とするに至つたものであります。委員会におきましては、各地の被害状況並びに同地区における借地借家関係に関しまして政府当局と質疑応答を重ねましたところ、誠に時宜を得た提案と認められましたので、別段討論を用ひることなく、全会一致可決いたしたものであります。(拍手)

認りたいと存ります。委員会におきましては質疑応答を重ね、時節柄適當な改正と認めまして、別段討論を用ひることなく、全会一致可決いたしました次第であります。

次に震災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案について申上げます。震災都市借地借家臨時処理法はすでに御承知のことと、震災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、或いは借地権を今後存続させる意思なきものと認められるものを貸主の側から消滅させる等の途を開き、これらに關連する借地借家関係を調整し、戦争による震災都市の急速なる復興を図ることを目的として制定せられたものであります。

同法第二十五条の二の規定におきまして、震災の場合のみならず、別に法律に指定した火灾、震災、風水害その他の災害の場合にも同法の規定を適用して、かかる災害地の復興の促進に資するということを目的としております。而して同法律適用地区は災害ごとに別に法律で定めることとなつておるのであります。

〔審査報告書は都合により第十八号附録に掲載〕

○副議長(松本治一郎君) 日程第四、海事仲裁等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員会理事丹羽五郎君。

〔審査報告書は都合により第十八号附録に掲載〕

昭和二十三年十一月二十六日  
参議院議長 松平恒雄殿  
海事仲裁等に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年十一月二十六日  
衆議院議長 松平恒雄殿  
海事仲裁等に関する法律案  
参議院議長 松平恒雄殿  
駒吉

第一條 海運に関する事業者團体  
(事業者團体法(昭和二十三年法律第百九十一号)第二條に規定する事業者團体をいう。以下同じ。)  
第二條 海運に関する法律案  
(事業者團体法(昭和二十三年法律第百九十一号)第二條に規定する事業者團体をいう。以下同じ。)  
第三條 船舶共有、船舶貸借(期間よう船を含む。)、運航委託、海上運送、海上保険若しくは船舶買賣に関する契約又は海損若しくは海難救助に関する事項(以下海



大刷新をいたしましたて、そうして今後再びかかるとの繰返すことのないようにならいたいと考えております。又この事件の責任につきましては、当然大阪府並びに厚生省におきましても責任者があるわけでありますから、この点については十分責任を感じまして、今後これらの方を明らかにするように、徹底的に調査の上で相当な取計らいをいたしたいと考えているのであります。尙、島根県におきまして、同じ製薬によりまして二百数十名の副作用を発生した者を出しましてたということは、誠に重ねぬく殘念なことでありまするが、自下これが調査のために予防局長も派遣をいたしまして、その調査をいたしておりますが幸いにして京都の発生の直後であつたのでありまするから、まだ死亡者などを出すと今までには至つておらないようになります。この点につきましても、未だ詳細に皆さんに御報告申上げるだけの材料はございませんが、他日又委員会などにおきましてこの点についても御報告申上げて、そうして責任のある所を明らかにいたしたいと考えておるわけであります。

りますから、その点につきましては、今後十分新知識を取入れましたところの輸血取締法のようなものを作りまして、諸君の御審議を願う機会も遠からずあろうかと察するわけであります。す。

更に大阪豊中の脳神経病院の事件でありまするが、この問題につきましては府並びに厚生省におきましても責任のあるところを十分探究いたしまして、そうして適当にこれが責任者に対する処置を加えるところがあるならばその処置を加えますように、十分調査をいたしました結果、何分の処置を講じたいと考えておりまするから、さよ御了承置きを願いまして、そぞうして今後かかるような問題が再び起らぬよう、厚生省の十分網紀の真正と申しますようか、今後の問題につきましては再びかかることを繰返さないよう努めをいたしたいと考えておられまするから、どうかこの点につきましては、さよ御了承置きを願いたいと考えます。(拍手)

員会いたしましては第三回会が始まる頃からこれを取上げまして、当局にこの事件の糾明を迫つたのであります。而も尙事を得ませんので、特に厚生委員会は委員を現地に派遣いたしました、調査を進めて参つたのであります。厚生当局はそのときに漸く御輿を上げまして、厚生委員と共に現地に参つて調査をするなどの動き、極めて怠慢な態度を取つておつたのであります。而も調査を終りまして、更に委員会においてこの問題を明確にしよといましたけれども、尚生当局のこれに対しましても、尙生当局のことはまだ不十分なものであります。従いまして私共は第四回国会にも持ち込んで、この問題を更に明確しようとしておつたのであります。たまく本日厚生大臣みずから進んで発言を求められましたので、すでに相当の時日を経過しておりますから、一切の問題が明らかにせられ、その責任の所在も明らかになつてゐるということを希望しておつたのであります。が、只今の報告を承わつては、その点が尙不十分なのであります。この点は甚だ遺憾とする者であります。細かい點についての質問はいたしませんが、豊中の問題にいたしましても、実際この問題は、終戦後いろいろな社会混亂の中から引続いて約二ヶ年間に亘つて継続せられておりましたところの忌わしい問題なのであります。即ち終戦後、街に浮浪者、浮浪児が沢山発生いたしておりました。これらを街から一掃するために、いわゆる浮浪狩りと申す。而も尙事が行われたことは皆さん御存知の通りであります。その時に、たまたま

たまこれらの者を收容するのに、その收容施設が足らなかつたということをもらいたしまして、精神病にあらざる者を精神病院に一時やはり收容をいたしましたが、そのことは止むを得ないし、いたしましても、事後ににおいて、これが果して精神異常者であるかどうかを鑑別いたしまして、適當な処置を取りなければならんのに、この処置を二年余に亘つて取り得すにいたしまして、而もその間に僅かに九百カロリーの營養を與えて栄養失調に陥らしめて死に至らしめたことは、而も火葬場不備によります。而もこれは、ただ豊中におきましての大阪脳神經病院だけの問題ではなくと我々は思つたのであります。かよろこびが果せるかな、大阪だけで四つの精神病院にその当時専六十五名の浮浪兒が收容せられておつたのであります。かよろこびが私共は憂える者であります。従いまして、この問題を契機といてしまふ行われておるのでないかということを私共は憂える者であります。従いまして、この問題を契機といてしまふ後にもう一件事情を繰返さないように國至る所にこういふ問題が今尙諱返され、そういうことの憂いを一掃し、今後にもう一件事情を繰返さないように

善処して貰わなければならんといふのが我々の所見なのであります。考えたのであります。そのことのために苦心を続けて来ておるのであります。考え方の点が未だに厚生当局において明確にせられない。こういうことは、大阪府市における当事者の間に責任の問題があり、勿論その明らかになつてないが、刑事上の問題についても、すでに起訴せられておるのでありますから、検察において明らかになるといったまでも、行政処分に関しては適当な處罰を講じなければならんと考えるのであります。更にこの京都におけるジニアリアの予防接種の問題に関しては、悲しいかな、すでに七名の幼児が死亡いたしているのであります。これによると死んだ者は、その家族に対しまする弔問の方法を如何よくなされたのでありますか。そういう点にも一言触れらるべきが当然であつたにも拘わらず、何の発言もなかつたので、この機会はその点を明らかにして頂きたいと質問をする次第であります。(拍手)

同時に、れり歿ら死てテあ置し祭訴いあ間にな大ら、吾なの







るが、地方財政では十分なる施設を完備すること甚だ困難であるから、これを國立水産試験場の分場にして貰いたいといふのであります。委員会といたしましては適切なる請願と認めまして、これを採択し、議院の会議に付し、意見書を附して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に陳情第七十二号は、和歌山縣の水産施設災害復旧事業費國庫補助に関する陳情であります。陳情者は和歌山縣知事であります。この陳情の趣旨は、震災による地盤の沈下及び隆起による水産關係対策として事業費予算二億円に対しまして、本年度第二・四半期以降において千四百三十二万円だけ予算化を見ましたが、これは被害箇所五ヶ所のうち、十七ヶ所を施工し得るのみで、総額から見ると百分の七程度に過ぎない。これでは甚だ不十分だから速かに増額せられた。又昭和二十三年度の水産關係復旧事業、同台風による水産關係被害についても國庫補助を願いたいとのうであります。本件は願意尤もなるにより、これを採択し、議院の会議に付し、意見書を附して内閣に送付すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採択をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。運輸委員会理事丹羽五郎君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。運輸委員会理事丹羽五郎君。

運輸委員会請願審査報告書第一号

議院の会議に付するを要するもの。

第一号 二俣、佐久間間鉄道急設に関する請願

第二号 挂川町、御前崎間國營荷客自動車運行に関する請願

第五号 松戸、平両駅間電化促進に関する請願

第六号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第七号 鹿児島、鹿屋両港間に國營自動車運行に関する請願

第八号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第九号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第十号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第十一号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第十二号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第十三号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第十四号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第十五号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第十六号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第十七号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第十八号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第十九号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第二十号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第二十一号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第二十二号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第二十三号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第二十四号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第二十五号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第二十六号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第二十七号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第二十八号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第二十九号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第三十号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第三十一号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第三十二号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第三十三号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第三十四号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第三十五号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第三十六号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第三十七号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第一百五十二号 三納代、妻両駅間に國營自動車の運輸開始の請願

第一百五十七号 関東海運局東京支局の請願

第一百五十八号 國家公務による身障害者等に鉄道無賃バス交付の請願

第一百五十九号 水戸駅信號場を駅に昇格する請願

第一百六十号 富山縣中新川郡の請願

第一百六十一号 郡山、白石両駅間に鉄道電化促進に関する請願

第一百六十二号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百六十三号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百六十四号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百六十五号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百六十六号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百六十七号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百六十八号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百六十九号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百七十号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百七十一号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百七十二号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百七十三号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百七十四号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百七十五号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百七十六号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百七十七号 駒込駅東昇降口設置に關する請願

第一百七十八号 汽船龍山頭丸移動に關する請願

第一百七十九号 佐賀縣東松浦郡呼子町長の請願

第一百八十号 関東海運局東京支局の請願

第一百八十一号 吉都線都城、谷頭両駅間に簡易乗降場新設の請願

第一百八十二号 仙台駅東昇降口設置に關する請願

第一百八十三号 鹿児島、古江両港間に國營航路開設の請願

第一百八十四号 鹿児島、古江両港間に國營航路開設の請願

第一百八十五号 中井両村間に國營自動車の運輸開始の請願

第一百八十六号 平津戸、宮古両駅間に定期速急船運航の請願

第一百八十七号 宇野、味野両港間に定期速急船運航の請願

第一百八十八号 泉町長、中村半次郎外二十名提出

第一百八十九号 岡山縣兒島市長の請願

第一百九〇号 岡山縣兒島市長の請願

第一百九十一号 岩手縣下閉伊郡岩泉町長の請願

第一百九十二号 岩手縣下閉伊郡岩泉町長の請願

第一百九十三号 岩手縣下閉伊郡岩泉町長の請願

第一百九十四号 岩手縣下閉伊郡岩泉町長の請願

第一百九十五号 岩手縣下閉伊郡岩泉町長の請願

第一百九十六号 岩手縣下閉伊郡岩泉町長の請願

第一百九十七号 国家公務による身体障害者等に鉄道無賃バス交付の請願

第一百九十八号 東京都目黒区大原町一二三四國立第二病院内の請願

第一百九十九号 吉田加積村長、石坂專吉外五名提出

第二百一〇号 仙台駅東昇降口設置に關する請願

第二百一一号 佐藤元治提出

第二百一ニ号 長崎縣仙台市議會議長の請願

第二百一三号 有馬純提出

第二百一四号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百一五号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百一六号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百一七号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百一八号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百一九号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百二十号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百二十一号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百二十二号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百二十三号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百二十四号 長崎縣仙台市議長の請願

第二百二十五号 長崎縣仙台市議長の請願



國植物の生産地であるが、同地方には國鉄古江、志布志兩線があるだけです。交通不便のため蔗業の開発、文化の普及が遅れているから、古江港と鹿兒島市とを結ぶ沿内航路を開設する。そこで鹿兒島本線と古江線との運輸を一元化して、大隅半島地方の開発を図られたいたとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第百一十一條により別冊を送付する。

ここに國会法第八十一條により別冊を  
添付する。  
昭和二十三年 月 日  
參議院議長 松平 梅雄  
内閣總理大臣吉田茂殿  
意見書案  
宇野、味野両港間に定期運船運  
航の請願  
請願者 岡山縣兒島市長 中塚  
元太郎外五名提出  
右の請願は

ち論、京浜地区における豪雨のため、省営山田  
線鉄道平津戸、吉古間は全滅にひん  
したが、本線は沿線地区における山  
林資源の開発と水産資源の開発はも  
び、水産食糧輸送の大任を果さねば  
ならないから、速かに本線の復旧を  
計られたいとの趣旨であつて參議院  
は、願意の大体は妥当なものなりと  
思う。よつて競意これが実現に努力せ  
られたい。ここに國会法第八十二  
條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

内閣總理大臣吉田茂殿

參議院議長 松平 恒雄

意見書案

三納代、妻西駅間に國營自動車の  
運輸開始の請願

請願者 宮崎縣兒湯郡宮田村長

濱本清外十名提出

右の請願は

宮崎縣の山岳地帶ことに兒湯郡の  
東、西米良両村及び上穂北村方面  
は、熊本縣湯の前、宮崎縣妻間に國  
營自動車が運行されているのみで、  
列車への連絡は極めて不便であり、  
又奥地産物の搬出にも障害をきたし  
ているから、これら山間部の住民の  
利便と、本縣產業復興のために、三  
納代、妻西駅間に國營自動車の運行  
を速かに実施せられたとの趣旨で、  
あつて參議院は、願意の大体は妥当  
なものなりと思う。よつて内閣は競  
意これが実現に努力せられたい。こ  
こに國会法第八十二條により別冊を  
送付する。

意見書案  
國家公務による身体障害者等に鉄道無賃バス交付の請願  
請願者 東京都目黒区大原町  
一、一二四國立第二病院内  
村山悠基雄外二名提出  
右の請願は  
國家公務による身体障害者、盲ろう  
者等は戰後約五十万と推定され  
が、こう進するインフレと諸種の社  
会的惡條件によつて極度の生活苦に  
悩んでおるので、現行運賃による旅  
行は全く不可能であり、また療養及  
び養足手の修理等のため不時の旅  
行をすることがあるから、これらの社  
員に慰安と更生の機会を與えるため  
に鉄道無賃バスを交付せられたいと  
の趣旨であつて參議院は、願意の大  
体は妥当なものなりと思ふ。よつて  
内閣は銳意これが実現に努力せられ  
たい。ここに國会法第八十一條によ  
り別冊を送付する。  
昭和二十三年月日  
參議院議長 松平 恒雄  
内閣總理大臣吉田茂殿  
意見書案  
請願者 東京都港区海岸通り三  
番地  
内閣總理大臣吉田茂殿  
出  
右の請願は  
全國六大港の一つである東京港には  
近來船舶の出入が多く、これに伴い  
港務關係の行政事務も激増している  
が、現在の行政官廳である関東海運  
局

局東京支局の機構では、指令の傳達、申請書の処理及びその他の行政事務の進ちょくを図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、銳意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂毅

意見書案

早月信号場を駅に昇格の請願  
請願者 富山縣中新川郡早月加積村長 石坂專吉外五名提出  
右の請願は、  
中新川郡早月加積村附近は戸数二千六百余、人口一万八千を擁して、穀類その他の農産物も豊かでこれ等に要する肥料、農機具等の蒞荷も相當ある上に、早月川西岸の引込線附近に相当大規模な製粉工場建設計画が進められているから大半の貨客列車が停車している現状を一步進めて、住民の年來の願望と地方開発のためにも早月信号場を駅に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、銳意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 吉田茂毅

意見書案

永井川信号場を駅に昇格の請願

請願者 元治提出

右の請願は

東北本線永井川信号場は、福島駅の南方三キロの地点にあるが、附近は福島市の工業地帯と化して紡績、食品等の工場が多数あるから、附近一帯の産業開発と交通の利便を図るため本信号場を停車場に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年月日

参議院議長 松平 恒雄

意見書案

郡山、白石両駅間鉄道電化促進に関する請願

請願者 福島縣福島市長 佐藤

右の請願は

東北本線の郡山、白石両駅間は、本線中最大の急こう配のため輸送の円滑を欠き、列車の運轉回数も限度に達してゐるから、輸送力の増強を図るために、福島縣下の豊富な電力を利用して、本区間の電化を促進せらるいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

参議院議長 松平 恒雄  
内閣總理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第一号	
一 議院の会議に付するを要するもの。	
第二号 都城、東京間直通急行	列車運行に関する陳情
第七号 高松、鬼無両駅間に旅客駅設置の陳情	第五号 濱松、米原両駅間電化促進に関する陳情
第三十一号 萩小郡間に國營貨物自動車の運輸開始の陳情	第三十二号 萩小郡間に國營貨物自動車の運輸開始の陳情
昭和二十三年十一月二十六日	昭和二十三年十一月二十六日
参議院議長 松平 恒雄殿	参議院議長 松平 恒雄殿
内閣總理大臣吉田茂殿	内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案	意見書案
右の通り審査決定した。よつて報告する。	
第三十二号 萩小郡間に國營貨物自動車の運輸開始の陳情	第三十一号 萩小郡間に國營貨物自動車の運輸開始の陳情
昭和二十三年月日	昭和二十三年月日
参議院議長 松平 恒雄殿	参議院議長 松平 恒雄殿
内閣總理大臣吉田茂殿	内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案	意見書案
右の陳情は、小郡間の交通路は、日本海と内海をつなぐ重要路であるが、鉄道の敷設なく、旅客バスの運轉のみで、農産、林産及び鉱産物資等を円滑に輸送できないから、沿道住民の資源開發と生産増強促進のため、右区間に國營貨物自動車の運輸を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。	
昭和二十三年月日	昭和二十三年月日
参議院議長 松平 恒雄	参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿	内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案	意見書案
右の陳情は、郡山、東京間直通急行列車運行に関する陳情	
第二号 大分縣大分市長上田保	都城、東京間直通急行列車運行に関する陳情
外十八名提出	外十八名提出
運輸委員会陳情特別報告第一号	運輸委員会陳情特別報告第一号
昭和二十三年月日	昭和二十三年月日
参議院議長 松平 恒雄殿	参議院議長 松平 恒雄殿
内閣總理大臣吉田茂殿	内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案	意見書案
右の陳情は、高松、鬼無両駅間に旅客駅を新設する陳情	
第十五号 名古屋市中区大池町	第十七号 香川縣香川郡香西町長
四名古屋商工会議所内 背柳秀夫外三名提出	本田忠雄外三名提出
意見書案	意見書案
右の陳情は、高松、米原両駅間電化促進に関する陳情	
第三十一号 山口縣美濃鶴木村	第十五号 名古屋市中区大池町
長 井上之文外二十名提出	四名古屋商工会議所内 背柳秀夫外三名提出
意見書案	意見書案
右四件の陳情は内閣に送付するを要	

するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十一月二十五日

運輸委員長 板谷 順助

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

内閣總理大臣吉田茂殿

あるから、一日も早く濱松、米原間の電化を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年月日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

陳情者	大分縣大分市長 上田
内閣總理大臣吉田茂殿	保外十八名提出
意見書案	鹿兒島本線には本土直通列車の運轉が開始されていないので、宮崎、大分兩縣民は旅行に非常な不便を感じているから、速かに都城、東京間直通の急行列車を運轉せらるいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十三年月日	昭和二十三年月日
参議院議長 松平 恒雄	参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿	内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案	意見書案
右の陳情は、小郡間の交通路は、日本海と内海をつなぐ重要路であるが、鉄道の敷設なく、旅客バスの運轉のみで、農産、林産及び鉱産物資等を円滑に輸送できないから、沿道住民の資源開發と生産増強促進のため、右区間に國營貨物自動車の運輸を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。	
昭和二十三年月日	昭和二十三年月日
参議院議長 松平 恒雄	参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿	内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案	意見書案
右の陳情は、郡山、東京間直通急行列車運行に関する陳情	
第二号 大分縣大分市長上田保	都城、東京間直通急行列車運行に関する陳情
外十八名提出	外十八名提出
運輸委員会陳情特別報告第一号	運輸委員会陳情特別報告第一号
昭和二十三年月日	昭和二十三年月日
参議院議長 松平 恒雄殿	参議院議長 松平 恒雄殿
内閣總理大臣吉田茂殿	内閣總理大臣吉田茂殿
意見書案	意見書案
右の陳情は、高松、鬼無両駅間に旅客駅を新設する陳情	
第十五号 名古屋市中区大池町	第十七号 香川縣香川郡香西町長
四名古屋商工会議所内 背柳秀夫外三名提出	本田忠雄外三名提出
意見書案	意見書案
右の陳情は、高松、米原両駅間電化促進に関する陳情	
第三十一号 山口縣美濃鶴木村	第十五号 名古屋市中区大池町
長 井上之文外二十名提出	四名古屋商工会議所内 背柳秀夫外三名提出
意見書案	意見書案
右四件の陳情は内閣に送付するを要	

右の陳情は

鹿兒島本線には本土直通列車の運轉が開始されていないので、宮崎、大分兩縣民は旅行に非常な不便を感じているから、速かに都城、東京間直通の急行列車を運轉せらるいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年月日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

内閣總理大臣吉田茂殿

請願者	大分縣大分市長 上田
内閣總理大臣吉田茂殿	保外十八名提出
意見書案	鹿兒島本線には本土直通列車の運轉が開始されていないので、宮崎、大分兩縣民は旅行に非常な不便を感じているから、速かに都城、東京間直通の急行列車を運轉せらるいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年月日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

内閣總理大臣吉田茂殿

号、二俣・佐久間間の鉄道建設に関する請願に対し、政府の説明は、現在國有鉄道の全体を通じて收支は赤字であるため、客観的情勢から新線の建設はなか／＼困難であるということでありました。併し本件は建設予定線で、順位も比較的高く沿線の資源も豊富であるから、成るべく速かに願意に副うよう取計らうことが妥当であるとして、これを内閣に送付を要するものと全員一致議決いたしました。

次に、請願第二百十一号、平津戸一宮古両駅間災害鉄道復旧に関する請願に對し、政府の説明は、この区間は先般のアイオン台風のため、前例のない程ひどい被害を受け、平津戸一茂市間の三十四キロ程は早急に回復は望めないということでありましたが、沿線の資源の輸送及び沿線住民の交通のため、成るべく速かに復旧するよう努力することが妥当であるとして、これを内閣に送付を要するものと全員一致議決いたしました。

次に、請願第二百二号、掛川請願でありまして、請願第二百三号、掛川町一御前崎間國營荷客自動車運行に関する請願、請願第二百四号、高梁一落合両町間並びに中津井一中井請願、陳情第三十一号萩一小郡両村間に國營自動車の運輸開始に関する請願、請願第二百五十二号、三浦代一妻兩駅間に國營自動車の運輸開始に関する請願、陳情第三十一号萩一小郡両町間に國營貨物自動車の運輸開始に関する請願は、いずれも沿線の重要な物資輸送及び旅客交通の必要上、國營自動車路線の開設を要する趣旨でありまして、これらに対する政府の説明は、國營自動車路線の新規開設は客觀的情勢

から見て以下のところ原則的に困難である

あるということでありました。併し、これらの地方はいずれも物資が豊富であります。人口も多いに拘わらず、自動車輸送力が極めて貧弱であるから、政府は先ず既存民間業者を奨励して、早急に輸送力を増強せしめることを第一と

あり、人口も多いに拘わらず、自動車輸送力を増強せしめることを第一と

して、それが不可能であつた場合は國營自動車の開始につき努力することを第一と

して、それが不可能であれば、自動車の開始につき努力することを第一と

して、これが内閣に送付を要するものと全員一致議決いたしました。

次に、請願第二百七十九号、永井川信号場を仙台駅東乗降口設置に関する請願、第百六十五号、早月信号場を駅に昇格の

請願、第百七十九号、永井川信号場を百六十五号、早月信号場を駅に昇格の

請願、第百七十九号、永井川信号場を

乗降場設置に関する請願、第十九号、

仙台駅東乗降口設置に関する請願、第

八号、吉都郡都城一谷頭両駅間に簡易

駅に昇格の請願、駅第七号、高松一

駅無両駅間に旅客駅設置の陳情であり

まして、審議の結果は、これらの地区は

すべて交通量が相当に多く、これに對

する駅、乗降口等の不備のため、不便

を來しているのであつて、願意は概ね

妥当なものであるから、政府は成るべ

く速かに願意に副うことが必要である

として、いずれも内閣に送付を要する

ものと全員一致議決いたしました。

次に、請願第二百五十八号、國家公務に

關する請願、松戸一平間は

松戸一取手間を来年の五月までに完成

し、その先は各般の事情を考慮して計

画を逐りて速かにこれを進めて行きた

いと考えている、請願の松戸一平間は

松戸一取手間を来年の五月までに完成

し、その先は各般の事情を考慮して計

画を進めて行きたいたい。又郡山一白石間

は東北線の輸送状況から見て電化を考

慮すべき区間であつて、予算、資材の

資金とも睨み合せて、成るべく早い機

会に工事に着手したいと考える、又浜

松一木原間に定期運輸船運航に關する請願、請願第二百五十七号、岡山縣宇野一味野

松戸一取手間を来年の五月までに完成

し、その先は各般の事情を考慮して計

画を進めて行きたいたい。又郡山一白石間

は東北線の輸送状況から見て電化を考

慮すべき区間であつて、予算、資材の

資金とも睨み合せて、成るべく早い機

会に工事に着手したいと考える、又浜

松一木原間に定期

のであります。これに對し政府より、港内の浚渫は予定以上に進行しているとの説明がありました。審議の結果、酒田港の全面的整備は急遽に実現の要ありと認め、内閣に送付することが至当であると全員一致議決いたしました。これを以ちまして甚だ長い御報告でありましたが委員会の報告を終りました。

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際、日程第三十六より日程第四十四までの請願及び日程第九十六の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。通信委員長大島定吉君。

〔審査報告書は都合により第十八号附録に掲載〕

〔大島定吉君登壇、拍手〕

〔審査報告書は都合により第十八号附録に掲載〕

○大島定吉君 只今議題となりました請願及び陳情について、通信委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告申上します。

先づ簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願三件及び陳情

一件について一括して申上げます。これらは、現下の地方財政の窮状打開策として、昭和二十一年以降停止されている簡易生命保険及び郵便年金積立金の地方資金融通再開の措置を講ぜられたいとの趣旨であります。この問題は、第二回國会においても同趣旨の請願と陳情がありまして採択されたのですが、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用は、両事業の創始以来、法令の定めるところに従いまして、事業經營責任者は、ある通信省において資金の地方還元を主として行なつて參り、この融資がその地方における保険、年金の募集及び維持によい結果をもたらして、事業の発展並びに地方の繁榮に大なる貢献をなして参つたのでありますが、昭和二十一年度以降この融資は停止され、方から吸收しました資金の還元の実情が明確でないために、募集及び維持上不利を來し、又事業從事者の士氣にも悪影響を來している実情なのであります。これが再開に対しまして政府の見解は、通信部局におきましては再開を希望しておりますのであります。これがために地方には市役所を初め多数公の事務所があるが、從来沖水小学校にあつた電話が國策の線に沿つて取除かれてからは、この地区には電話がないため事務局におきましては國家資金運用の一元化の見地から不同意を表しておるのであります。本委員会は慎重審議の結果、政府資金運用の一元化は、大藏、通商兩當局が連絡を密にし協力を大にすることによつて達成されるものであります。運用すべき財源の増加に悪影響を與えておるこの方法を廢して、先づ運用すべき資金の増加を図ることが、両事業のため又地方財政のため堅緊の問題であるとの結論に達したのであります。よつて本件

請願及び陳情はこれを採択し、議院の会議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全員一致決定したのであります。

次に、長野縣赤穂町にラジオ中継放送局設置の請願の願意としますところあります。この問題は、第二回國会においても同趣旨の請願と陳情がありまして採択されたのですが、中央放送は勿論、長野、松本の放送局の放送も殆んど聽くことができない。尙当地方は長野縣の數倉地帶であり、又農業も盛んな所であるが、氣象通報を聽くことができず、ために生産に及ぼす影響は甚大である。又この地域の住民は何一つ娛樂機関を持たない現状であるから、速かに中継放送局を設置されたいとの趣旨であります。

次に、都城市沖水に電話架設請願の願意としますところは、都城市沖水地区には市役所を初め多数公の事務所があるが、從来沖水小学校にあつた電話が國策の線に沿つて取除かれてからは、この地区には電話がないため事務局におきましては國家資金運用の一元化の見地から不同意を表しておる請願の願意としますところは、福島縣白河町は、近年國立關係の機關の設置及び輸出品製造所の勃興等、諸般の面から通信機関の完備が要望されておるが、白河局の電話交換機は老朽し、且つ加入増設の余裕もないために連絡活動を阻害されておるから、同局の電話交換方式を変更し、地方文化の発達と産業の興隆に寄與されたいとの趣旨であります。

次に、福島縣原町に放送局出張所設置の請願の願意としますところは、原町は、多數の会社、工場などあり、政治、經濟、商業の中心地であるが、縣北端に位置して延長二十キロの海岸線を有する農漁村であるが、交通が不便なため、電話が唯一の通信通路機関として、漁況通知等に重用されておるが、設置されたいとの趣旨であります。

又福島局の電話交換方式変更に関する請願の願意としますところは、当地の電話は大正十年に磁石式復式に改善されたまま、旧態依然たる姿にあるばかりでなく、長年駆使され老朽化した関係で、利用者に不利不便を與えておるから、東北関門の縣都にふさわしい能率的な電話に改式されるよう通信局に依頼したところ、廳舍は建築落成の運びとなつたのであるが、引続機械設置工事を続行して速かに、自動式に改められたいとの趣旨であります。

又福島縣大屋村大里に無集配特定郵便局新設の請願の願意としますところは、福島縣岩瀬郡大屋村大字大里地区は山間の僻地で、米、繭、木炭等の産出が多いが、大屋郵便局に遠く村民は非常に不便を感じておるから、無集配郵便局を設置されたいとの趣旨であります。

又長野縣平村の電話加入区域を大町郵便局区域に変更の請願の願意としますところは、平村内に新設する加入電話は、平郵便局区域に、限定されておる請願の願意としますところは、福島縣白河町は、近年國立關係の機關の設置及び輸出品製造所の勃興等、諸般の面から通信機関の完備が要望されておるが、白河局の電話交換機は老朽し、且つ加入増設の余裕もないために連絡活動を阻害されておるから、同局の電話交換方式を変更し、地方文化の発達と産業の興隆に寄與されたいとの趣旨であります。

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引受けます。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引受けます。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引受けます。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〔寺光忠事朗讀〕

た。

## 法律案可決報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律を制定

本邦教育の一部を改正する法律案

○議長(松平恒雄君) この際、日程に

追加して、地方財政委員会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送

付) を議題とすることに御異議ございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(松平恒雄君) 御異議ないものと認めます。先づ委員長の報告を求め

ます。地方行政委員長岡本愛祐君。

〔審査報告書は都合により第十八  
号付録「喝戦」〕

地政録に接觸

る法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

## 下級裁判所の設立及び管轄区域

## 下級裁判所の設立及び管轄区域 下級裁判所の設立及び管轄区域

一 稽考失敗の語立すひ管絃図場に關する  
改正する。

判所を、「」を加える。

第二條中「別表第四表」を「別表第五表」別表中「(第三表)」と「(第四表)」に、

を加える。

名

東京家庭裁判所

卷之三

よつて國会法第八十三條により交付する。  
昭和二十三年十一月二十七日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
参議院議長 松平 恒雄殿  
地方財政委員会法の一部を改正する法律案  
地方財政委員会法の一部を改正する法律  
地方財政委員会法（昭和二十一年法律五百五十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「この法律公布の日から一年間を限り」を「昭和二十四年三月三十日まで」と改める。  
この法律は、公布の日から施行する。  
〔岡本愛祐君登壇、拍手〕  
岡本愛祐君 只今議題となりました地方財政委員会法の一部を改正する法律案について地方行政委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。  
本法案の趣旨及び内容について申上する法律の一部を改正する法律案とする法律の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第六十三号）を改め、「地方裁判所」の下に「家庭裁判所」を（第五表）に改め、別表第二

げますれば、地方財政委員会は地方政治確立のため、自主的な地方税、地方財政制度の企画立案機關として、本一月七日発足したのであります。併しながら存続期間は、「この法律公布の日から一年間を限り」とせられ、即ち來年十二月六日を以て存続期間は満了するのであります。併しながら方稅、地方財政制度の確立は経済情勢上、その他の情勢上、未だ完了するに至らぬ、更に大改革を断行する要政全般に亘つて自治の擁護並びにその振興を図る要があります。よつてこれまでののみならず、根本的に地方行政の確立に沿つて地方自治に関する行政政策に亘つて自治の擁護並びにその確定するまで差当り同委員会の存続期間を昭和二十四年三月三十一日まで延長せんとするのが、本法案の趣旨及び内容であります。本委員会は審議結果、然るべき措置であるとして、会一致を以て本法律案を可決いたしました次第であります。

尙附加えて申上げたいことは、法律によりまして地方財政委員会の

統期間は約四ヶ月延長をしたのですが、地方自治の確立こそ我主化の基礎でありますから、地の健全な発達のため、将来とも地方財政委員会のごとき、國の立つと共に地方公共團体の立表する民主的な機関を恒久化すに、これを拡大整備して、例え自治委員会ともいふべき機関を國家公益と地方公共團体の自主間に完全な調和を保持し、併せ公共團体相互の間に一層円滑な調整を図る必要があると存じます。点につき我が地方行政委員会は会において更に根本的に慎重の審議を重ねることとし、今期國の設置法案の提出を見るに至つた次第であります。以上御報上げます。（拍手）

(松平恒雄君) 総員起立と認め  
よつて本案は全会一致を以て可  
れました。

(松平恒雄君) この際日程に追  
下級裁判所の設立及び管轄区  
する法律の一部を改正する法律  
案提出、衆議院送付) を議題とす  
に御異議ございませんか。

異議なし」と呼ぶ者あり)

(松平恒雄君) 御異議ないと認  
めます。先づ委員長の報告を求めま  
る。審査報告書は都合により第十八  
附録に掲載】

内閣提出案は本院においてこれ  
決した。

級裁判所の設立及び管轄区域に  
する法律の一部を改正する法律  
て國会法第八十三條により送付

和二十三年十一月二十七日

參議院議長 松岡 駒吉

---

京都家庭裁判所	京都市
神戸家庭裁判所	神戸市
奈良家庭裁判所	奈良市
大津家庭裁判所	大津市
和歌山家庭裁判所	和歌山市
名古屋家庭裁判所	名古屋市
津家庭裁判所	津市
岐阜家庭裁判所	岐阜市
福井家庭裁判所	福井市
金澤家庭裁判所	金澤市
富山家庭裁判所	富山市
廣島家庭裁判所	廣島市
山口家庭裁判所	山口市
岡山家庭裁判所	岡山市
鳥取家庭裁判所	鳥取市
松江家庭裁判所	松江市
福岡家庭裁判所	福岡市
佐賀家庭裁判所	佐賀市
長崎家庭裁判所	長崎市
大分家庭裁判所	大分市
熊本家庭裁判所	熊本市
鹿児島家庭裁判所	鹿児島市
宮崎家庭裁判所	宮崎市
仙臺家庭裁判所	仙臺市
福島家庭裁判所	福島市
山形家庭裁判所	山形市
盛岡家庭裁判所	盛岡市
秋田家庭裁判所	秋田市
青森家庭裁判所	青森市
札幌家庭裁判所	札幌市
函館家庭裁判所	函館市
旭川家庭裁判所	旭川市
釧路家庭裁判所	釧路市
高松家庭裁判所	高松市
徳島家庭裁判所	徳島市
高知家庭裁判所	高知市
松山家庭裁判所	松山市

別表第四表各項の欄中「日光簡易裁判所」を「栃木今市簡易裁判所」に、「群馬太田簡易裁判所」を「太田簡易裁判所」に、「中川簡易裁判所」を「愛知中村簡易裁判所」に、「一関簡易裁判所」を「一關簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「東京都北多摩郡武藏野町」を「東京都武藏野市」に、「栃木縣上都賀郡日光町」を「栃木縣上都賀郡今市町」に、「群馬縣新田郡太田町」を「太田市」に、「静岡縣富士郡吉原町」を「吉原市」に、「靜岡縣志太郡鳥田町」を「島田市」に、「山梨縣南都留郡福地村」を「山梨縣南都留郡下吉田町」に、「大阪府三島郡茨木町」を「茨木市」に、「大阪府北河内郡枚方町」を「枚方市」に、「大阪府泉南郡佐野町」を「泉佐野市」に、「奈良縣北葛城郡高田町」を「大和高田市」に、「名古屋市中川区」を「名古屋市中村区」に、「福井縣南條郡武生町」を「武生市」に、「岩手縣西磐井郡一關町」を「一關市」に、「北海道留萌郡留萌町」を「留萌市」に改める。

別表第五表地方裁判所の欄中「地方裁判所」を「地方裁判所及び家庭裁判所」に、同表鹿児島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板橋区」を「板橋区」に改め、同表武藏野簡易裁判所の項を次のように改める。

東京都の内	
武藏野	武藏野市
北多摩郡の内	
三鷹町	小金井町
平町	田無町
東村山町	清瀬村
久留米村	保谷町
小	
神奈川県の内	
藤澤	藤澤市
高座郡の内	
小田原町	寒川町
御所見村	有馬村
大和町	海老名町
綾瀬町	綾瀬町
淵谷	
埼玉県の内	
浦和	浦和市
北足立郡の内	
上合村	美笹村
戸山村	蕨町
奥野町	大久保町
志木町	内間木村
宗岡村	水谷村
大和出町	朝霞町
大和町	片山村

同表相模原簡易裁判所の管轄区域の欄中「相模原町」を「相模原町 座間町」に改め、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「長井町を除く」及び同表三崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「横須賀市長井町」を削り、同表船和簡易裁判所の項を次のように改める。

同表川越簡易裁判所の項を次のように改める。

所の項をそれべく次のように改める。

埼玉県の内	
川越市	
入間郡の内	
坂戸町 山田村 三芳野村 芳野村 古谷村 大東村 南古谷村 奥富 村 福原村 高階村 大井村 鶴瀬村 南畑村 福浦村 名綱村 霞ヶ 關村 柏原村 勝昌村 鶴ヶ島村 所澤町 懇岡町 入間川町 三芳村 堀兼村 入間村 三ヶ島村 柳瀬村 東金子村 金子村 藤澤村 宮寺 村 元狹山村	川 越
比企郡の内	
中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 八ヶ保村 小見野村	
同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 八ヶ保村 小見野村」及び同表木庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「秋父郡の内」を削り、同表矣城太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「山方村」を「山方町」に改め、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「郡和村」及び「吉沼村」を削り、同表下妻簡易裁判所の項を次のように改める。	高 城 縣 の 内
貞盛郡の内	
下妻町 川西村 上妻村 大寶村 膽波ノ江村	
結城郡の内	
石下町 下結城村 安靜村 大形村 岡田村 飯沼村 西豊田村 豊加 美村 總上村 宗道村 龍洞村 豊田村 玉村 水海道町 大花羽村	下 妻
五箇村 三妻村 大生村 管原村 豊岡村	
筑波郡の内	
谷原村 十和村 吉沼村 高道祖村	
北相馬郡の内	
小綱村 內守谷村 坂手村 管生村	
栃木県の内	
上都賀郡の内	
今市町 日光町 落合村	
河内郡の内	
大澤村	
栃木今市	
鹽谷郡の内	
栗山村 藤原町 三條村	
同表群馬太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇都宮市」を「宇都宮市 鹿沼市」に改め、「鹿沼町」を削り、同表日光簡易裁判所の項を次のように改める。	同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇都宮市」を「宇都宮市 鹿沼市」に改め、「鹿沼町」を削り、同表日光簡易裁判所の項を次のように改める。

群馬県の内	
太田市	
新田郡の内	
竜泉村 薩摩本町 木崎町 尾島町 生品村 強戸村	太 田
山田郡の内	
毛里田村 矢場川村 休治村	
熱海市 伊東市	
静岡県の内	
田方郡の内	
網代町 宇佐美村 對島村	熱 海
吉原市 富士宮市 富士郡	
吉原	
静岡縣の内	
島田市 志太郡 麓原郡	吉 原
島田市 志太郡 麓原郡	
濱松市 濱名郡	
静岡縣の内	
磐田市 磐田市 濱名郡	濱 松
磐田市 磐田市 濱名郡	
掛塚町 今井村 三川村 廣瀬村 岩田村 富岡村 池田村 井通村 十束村 御厨村 南御厨村 於保村 福田町 長野村 舩浦村 大藤村 向等村 田原村 廣瀬村 袋井町 久勢村 上浅羽村 東浅羽村 西浅 羽村 幸浦村	
同表吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「福地村 下吉田町 明見村」を「下吉田町 富士上吉田町 明見町」に、同表諏訪簡易裁判所の管轄区域の欄中「永明村」を「ちの町」に、同表小千谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「片貝村」を「片貝町」に、同表阿倍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「堺村」を「堺町」に、同表大坂池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「止々呂美村 寒間町 寒野村」を「寒面町」に改め、同表大坂池田簡易裁判所、布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「止々呂美村 寒面町」を「寒面町」に改め、同表次木簡易裁判所、枚方簡易裁判所、岸和田簡易裁判所及び佐野簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。	島 田
茨木	
大坂府の内	
茨木市 高槻市	
三島郡の内	
富田町 三宅村 安威村 福井村 玉島村 豊川村 石河村 見山村	茨 木
清瀬村 烏飼村 三箇牧村 五領村 烏木町	
同表群馬太田簡易裁判所、熱海簡易裁判所、吉原簡易裁判所、島田簡易裁判所及び濱松簡易裁判所	

<b>布施</b> 大阪府の内 布施市 八尾市 中河内郡の内 枚岡町 鹿津町 王川町 高安村 南高安村 孔舍衛村 大戸村 繩手 町 三野郷村 英田村 曙川村 若江村
<b>枚方</b> 大阪府の内 枚方市 守口市 北河内郡 大阪府の内 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉北郡の内 和泉町 忠岡町 八坂町 信太村 北池田村 北松尾村 南池田村 横山村 南横山村 南松尾村
<b>岸和田</b> 大阪府の内 泉佐野市 泉南郡 泉北郡の内 和泉町 忠岡町 八坂町 信太村 北池田村 北松尾村 南池田村 横山村 南横山村 南松尾村
<b>佐野</b> 大阪府の内 泉佐野市 泉南郡 泉北郡の内 和泉町 忠岡町 八坂町 信太村 北池田村 北松尾村 南池田村 横山村 南横山村 南松尾村
同表峯山簡易裁判所の管轄区域の欄中「奥詰郡の内」を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

<b>神戸</b> 兵庫県の内 神戸市の内 生田区 兵庫区 長田区 須磨区 垂水区の内 東垂水町 舞子町 西垂水町 多聞町 名谷町 醍醐町 下畑町 美嚢郡
---

同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内」を削り、同表尼崎簡易裁判所の項を次のように改める。

<b>明石</b> 兵庫県の内 明石市 明石郡 垂水区の内 伊川谷町 塚谷町 郡部町 玉津町 平野町 神出町 岩岡町
--

同表寶塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「北葛城郡」を「大和高田市 北葛城郡」に、同表御坊簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良村」を「由良町」に改め、同表中川簡易裁判所の項を次のように改める。

<b>愛知中村</b> 愛知県の内 名古屋市の内 中村区 中川区 港区
--

同表愛知瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」に、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「東浦村」を「東浦町」に、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「碧南市碧海郡」に、同表宇治山田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下外城田村」を「下外城田村 吉津村」に、「野間村」に、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉津村 島津村 鶴鳴村 中島村」及び同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯地村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「南條郡」を「武生市 南條郡」に改め、同表出町簡易裁判所の項を次のように改める。

<b>出町</b> 富山県の内 東礪波郡の内 出町 油田村 南般若村 東般若村 榊原野村 般若村 柳瀬村 太田 村 庄下村 五鹿屋村 東野尻村 中野村 雄神村 梅楓山村 種田村 福野町 山野村 井波町 青島村 利賀村 東山見村 南山見村 高瀬 村 林村 鹿栖村 西礪波郡の内 是戸村 高波村
---

同表奥簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈島村」を「下蒲刈島村 向村」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「津之郷村 頼母村」を削り、「山南村」を「山南村 横島村 田島村」に改め、同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三浦村」を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「水呑村」を「水呑町 津之郷村 頼母村」に改め、「横島村 田島村」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌銭司村」を「鎌銭司村 阿知須町」に改め、同表岡山簡易裁判所、玉野簡易裁判所、玉島簡易裁判所、倉敷簡易裁判所、笠岡簡易裁判所、高梁簡易裁判所、津山簡易裁判所、林野簡易裁判所及び鳥取簡易裁判所の項をそれべく次のように改める。

<b>岡山</b> 岡山県の内 吉備郡の内 加茂村 吉備村 姉尾町 福田村 庄村 高松町 真金町 郡姫郡の内 児島郡の内 興除村 藤田村
---

岡山県の内  
玉野市 児島郡の内

藤戸村 郷内村 稲浦町 瀬崎村 粟江村 莊内村 胸上村 山田村  
甲浦村 八瀬町 小串村 錆立村

玉野

岡山県の内  
浅口郡の内

玉島町 長尾町 船穂町 富田村 黒崎村 金光町 寄島町 六條院町  
里庄村 鶴町村 尾立村 吉備郡の内  
吳妹村 穂井田村

玉島

岡山県の内  
倉敷市 都窪郡の内  
早島町 茶屋町 常盤村 豊洲村 帯江村 中庄村 山手村 清音村  
三須村 菅生村 児島郡の内  
福田町

倉敷

浅口郡の内  
連島町 西阿知町  
吉備郡の内

吉備郡の内  
總社町 池田村 泰村 二万村 岡田村 川達村 神在村 薩村 久代  
村 山田村 篠田村 新本村

岡山県の内

小山郡の内

笠岡町 金浦町 城見村 陶山村 大井村 吉山村 新山村 今井村  
神島外村 北木島村 須崎島村 稲倉村 大江村 神島内村  
淺口郡の内  
大島村

笠岡

岡山県の内  
高梁  
上房郡 川上郡  
吉備郡の内  
日美村 富山村 大和村 下倉村 水内村

高梁

岡山県の内  
津市 苛田郡 久米郡  
勝山郡の内  
河邊村 大崎村 勝加茂村 新野村 廣戸村 穂尾村 北吉野村 豊田村  
村 廣野村

津山

岡山県の内  
英田郡  
勝山郡の内  
勝間田町 勝田町 飯岡村 豊國村 豊並村 梶並村 吉野村 高取村  
植月村 公文村 古吉野村 北和氣村 湯郷村 南和氣村

林野

鳥取縣の内  
鳥取市 岩美郡 氣高郡  
八頭郡の内  
下私郡村 中私郡村 上私郡村

鳥取

同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「氣高郡の内 大和村 神戸村」を削り、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「江尾村」を「江尾町」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「企救郡」を削り、同表佐賀簡易裁判所及び小城簡易裁判所の項をそれべく次のように改める。

佐賀

佐賀縣の内  
佐賀市 佐賀郡 神埼郡  
小城郡の内  
南山村 北山村

小城

佐賀縣の内  
小城郡の内  
小城町 牛津町 西多久村 砥川村 多久村 芦刈村 北多久村 三日  
月村 南多久村 東多久村

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「高島村」を「高島町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿町村」を「鹿町町」に、同表別府簡易裁判所の管轄区域の欄中「由布院村」を「由布院町」に、同表竹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「長湯村」を「長湯町」に改め、同表熊本簡易裁判所、三角簡易裁判所、山鹿簡易裁判所、瀬町簡易裁判所、八代簡易裁判所、水俣簡易裁判所及び天草簡易裁判所の項をそれべく次のように改める。

熊本

熊本縣の内  
熊本市

飽託郡

菊池郡の内

大津町 潤田村 陣内村 原水村 津田村 合志村 護川村 平眞城村

西合志村 沢水村 田島村

河蘇郡の内

錦野村 山西村

下益城郡の内

松橋町 畠屋村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野郡山村 豊福

村 豊野村 中山村 隅庄町 豊田村 杉上村 杉合村 守富村

宇土郡の内

宇土町 薩村 花園村 綠川村 網津村 不知火村 松合町

宇土郡の内

松橋町 畠屋村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野郡山村 豊福

村 豊野村 中山村 隅庄町 豊田村 杉上村 杉合村 守富村

宇土郡の内

宇土町 薩村 花園村 綠川村 網津村 不知火村 松合町

宇土郡の内

松橋町 畠屋村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野郡山村 豊福

村 豊野村 中山村 隅庄町 豊田村 杉上村 杉合村 守富村

宇土郡の内

宇土町 薩村 花園村 綠川村 網津村 不知火村 松合町

宇土郡の内

松橋町 畠屋村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野郡山村 豊福

村 豊野村 中山村 隅庄町 豊田村 杉上村 杉合村 守富村

宇土郡の内

宇土町 薩村 花園村 綠川村 網津村 不知火村 松合町

宇土郡の内

松橋町 畠屋村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野郡山村 豊福

村 豊野村 中山村 隅庄町 豊田村 杉上村 杉合村 守富村

宇土郡の内

宇土町 薩村 花園村 綠川村 網津村 不知火村 松合町

宇土郡の内

松橋町 畠屋村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野郡山村 豊福

村 豊野村 中山村 隅庄町 豊田村 杉上村 杉合村 守富村

宇土郡の内

宇土町 薩村 花園村 綠川村 網津村 不知火村 松合町

宇土郡の内

松橋町 畠屋村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野郡山村 豊福

村 豊野村 中山村 隅庄町 豊田村 杉上村 杉合村 守富村

宇土郡の内

宇土町 薩村 花園村 綠川村 網津村 不知火村 松合町

水俣  
水俣町 田浦村 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾

熊本縣の内  
水俣郡の内

水俣町 田浦村 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾

水俣町 田浦村 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾

熊本縣の内  
天草郡の内

本渡町 佐伊津村 阿領村 鬼池村 手野村 城河原村 本村 鮎場村

村 堀字土村 宮地岳村 中山村 錦石村 宮地村 大多尾村 楠浦村 志

村 楠村 島子村 下浦村 棚木村 宮田村 浦村 檜底村 大道村 御所

村 郡戶村 高戸村 鮎農村 宮崎町 志岐村 坂瀬用村 二江町 鶴昌々村

村 稲連木村 下山村 高須村 今津村 阿村 教良木河内村 鶴戸村 大

村 浦村 切子村 赤崎村 上津浦村 下津浦村 楠甫村

同表牛深簡易裁判所の管轄区域の欄中「早浦村 鰐浦村」を「二浦村」に改め、同表伊集院簡易裁判所の項を次のように改める。

伊集院  
伊集院

鹿児島縣の内  
日置郡の内  
伊集院町 伊作町 吉来町 串木野町 東市来町 上伊集院村 吉利村  
郡山村 下伊集院村 日置村 永吉村

同表知覽簡易裁判所の管轄区域の欄中「知覽町 川邊町」を「知覽町 川邊町」に改め、同表加世田簡易裁判所の項を次のように改める。

加世田  
加世田町

鹿児島縣の内  
日置郡の内  
加世田町 萬世町 勝目村 笠沙町 枕崎町 西南方村  
田布施村 阿多村

同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「姶良村」を「苦早町」に、同表大根臼簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐多村」を「佐多町」に、同表和山簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷田川村」を「谷田川村」に改め、同表三清簡易裁判所の管轄区域の欄中「二瀬村」、同表長井簡易裁判所の管轄区域の欄中「重慶鶴郡の内 伊佐澤村」及び同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「九戸郡の内 萬巻町 江刈村」を削り、同表一關簡易裁判所の項を次のように改める。





煙が荒廃に帰して、食糧増産及び民

生安定に多大の支障を與えているか

ら、國庫の補助によつて、復旧改修

工事を促進せられたいとの趣旨であ

つて參議院は、願意の大体は妥当な

ものなりと思う。よつて内閣は銳意

これが実現に努力せられたい。こ

に國会法第八十一條により別冊を送

付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

基北川並びにアイヌ川改修工事施

行に關する請願

請願者 北海道旭川市長 前野

興三吉提出

基北川並びにアイヌ川の流域は、二

百五十町歩に達する田畠地帯である

が、本河川に対する改修工事中、東

旭川市地域が未施行のため、一朝降

雨の際は上流よりの水勢のため、田

畠に甚大なる損害をこうむつてゐる

から、速かに両川の改修工事を施行

されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと

思ふ。よつて内閣は銳意これが実現

する。

に努力せられたい。ことに國会法第

八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

天龍川堤防災害復旧工事促進に關する請願

請願者 静岡縣磐田郡富岡村役場天龍川東綫水防組合内 堀

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

天龍川堤防災害復旧工事促進に關する請願

請願者 鹿児島縣川内市議會議長

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

右の請願は

静岡縣磐田郡富岡村七減新田地先天

龍川堤防の復旧工事は、建設省の手

によつて延長千米の内約二百米は既

に完成に近づいてゐるが、下流約八百

米は去る六月と九月のたい風によつて再び災害をこうむり、欠墻が増大し

て危険状態となつてゐるので、地元

では、應急工事を施行して全力をあげて水防に當つてゐるが、明年の出

水期までに是非とも全部の工事を完

成されて、附近村民の生命財産の安

全を圖られたいとの趣旨であつて參

議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ことに國会

法第八十一條により別冊を送付す

る。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

大平橋架替に關する請願

請願者 北海道利尻郡稚羽泊村長

湯佐定平外二名提出

右の請願は

川内市に在る大平橋は、二号国道の

川内川に明治三十年架設された鋼橋

橋であるが、建設以來五十年の歳月

をへた今日鉄構造の重要な部が腐しよ

くし、且つ橋りょうの動搖も激しく、一時のぎの補強では不可能な

状態である。もしも今この橋が突じ

よとして交通不能となつた場合

は、川内川の下流はもち論、上流約

十キロの東郷橋まで橋りょう設崩が

ない上に、その連絡道路も不完全

で、地元民の死活にかかる重大な

問題となるから速かに昭和二十四年

度から木橋りょうの架替工事を起工

せられたいとの趣旨であつて參議院

は、願意の大体は妥当なものなりと

思ふ。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ことに國会

法第八十一條により別冊を送付する。

右の請願は

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

帶廣、池田間地方費道十勝川架橋に關する請願

請願者 北海道中川郡池田町長

新津秀外十名提出

右の請願は

北海道帶廣市、池田町間の準地方費

道路の沿線地帯は、十勝における重

要な農産物生産地であるので、これ

らの產出物の輸送は常にひん繁であ

り、この道路を利用する者も非常に多

いから、橋りょう施設がなくて非常

に不便をきたしているから、國費を

もつて十勝川に架橋せられたいとの

趣旨であつて參議院は、願意の大体は

よつて被害総額は十五億円にも達しているが、連年の災害によつて縣財政は極度の窮迫に陥つておらず、縣政は過度の負担に堪え得ないから、縣経済の回復と産業振興のため災害復旧費について國庫の補助をせられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ことに國会法第八十一條により別冊を送付する。

右の請願は

よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ことに國会法第八十一條により別冊を送付する。

右の請願は

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

山形縣の災害復旧費國庫補助に關する請願

請願者 山形縣議會議長 加藤

富之助外一名提出

右の請願は

山形縣では昨年の風水害に加えて、

今年のニニス及びアイオンたい風に

よつて被害総額は十五億円にも達しているが、連年の災害によつて縣財政は過度の窮迫に陥つておらず、縣政は過度の負担に堪え得ないから、縣経済の回復と産業振興のため災害復旧費について國庫の補助をせられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ことに國会法第八十一條により別冊を送付する。





りますと、本年激甚なる水害を蒙りました岩手県閉伊川の災害に対して決壟個所の早急復旧と同河川の根本的改修を要望いたしております。又木曾川の改修に關しましては、事業費の増額をすること、短期完成と緊急個所の年度内完成を要請しているのであります。又天龍川、矢作川につきましては、本年度の災害を蒙つてゐるのでありまして、これら決壟個所の増大の危険に対して、明年度出水期までに是非とも未完工事を完成して呉れといたしまして、明年度出水期までに最も深刻なる例といたしまして、富山県の各河川に対する工事の完成を強く要請いたします。今度の災害防止のためには緊急の工事の施行を請願しております。

道路、北海道洞爺湖の観光道路の改修を要望いたして來ているのであります。いわゆる各地方の交通産業の発達のため重要なものと認めた次第です。橋梁につきましては、鹿児島県の川内川の大平橋と愛知県の矢作橋の改築、栃木県下の眞岡——石橋線の鬼怒川の架橋と、北海道帶廣——池田町間の十勝川の架橋等でございます。前者は国道幹線の橋梁架替でありますので、これが改修を請願いたして來ているのであります。その他各河川のいざれもが連年の災害に対する復旧と沿岸の重要な耕地及び人家に対する氾濫、浸水防止等のため、改修工事の施行を要請して來ているのであります。これらの請願、陳情は、近年各地の災害の状況に照しまして、

砂防が治水事業の一環として最も重要な部面を占めていることは申すまでございません。道路に關しましては、長野県下国道八号線、大分県下国道三号線の改修を始め、各地方の重要な産業道路拓殖のため重要なものと認めめた次第です。橋梁につきましては、鹿児島県の川内川の大平橋と愛知県の矢作橋の改築、栃木県下の眞岡——石橋線の鬼怒川の架橋と、北海道帶廣——池田町間の十勝川の架橋等でございます。前者は国道幹線の橋梁架替でありますので、これが改修を請願いたして來ているのであります。その他各河川のいざれもが連年の災害に対する復旧と沿岸の重要な耕地及び人家に対する氾濫、浸水防止等のため、改修工事の施行を要請して來ているのであります。これらの請願、陳情は、近年各地の災害の状況に照しまして、

まず地盤の沈下及び高潮の被害防止の請願、陳情でございます。これは南三縣に關するものと、九州有明海、八代湾沿岸の海岸堤防に関するものであります。南海震災によりまして地盤の浮き上りました地域においては、港湾の水深が浅くなりまして、船舶の繋留、荷役に多くの障害を來しております。又海岸廣範囲に亘る地盤沈下は、高潮の浸入、堤防の決壟によつて、耕地、塩田に大なる被害を與えておるのですが、近年潮戸内海に面する中國地方でも高潮の被害は頗る重要な視すべきものがあるのです。有明海、八代湾の海岸堤防は、沿岸広大なる耕地を防護する重要なものであります。その修理補強はもとより、これを放置することは許しません。地盤沈下の問題はその影響するところ廣範囲に亘り、重大問題でありますから、被災個所の復旧と共に、十分なる基礎的調査を行い、対策を講ずることが必要であると認めた次第であります。

○本日の会議に付した事件  
一、日程第一、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案  
二、日程第二、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案  
いずれも採択すべきものと認めた次第であります。

次に砂防に關するものは、山形県水無川、大澤川の二件であります。砂防が治水事業の一環として最も重要な部面を占めていることは申すまでございません。道路に關しましては、長野県下国道八号線、大分県下国道三号線の改修を始め、各地方の重要な産業道路拓殖のため重要なものと認めめた次第です。橋梁につきましては、鹿児島県の川内川の大平橋と愛知県の矢作橋の改築、栃木県下の眞岡——石橋線の鬼怒川の架橋と、北海道帶廣——池田町間の十勝川の架橋等でございます。前者は国道幹線の橋梁架替でありますので、これが改修を請願いたして來ているのであります。その請願、陳情は、近年各地の災害の状況に照しまして、

資金の融通の外、窮迫せる地方公共團体に對しまして財政的援助を要請するものであります。これに關するものと、九州有明海、八代湾沿岸の海岸堤防に関するものと、中国地方の海岸堤防に関するものと、これらは、資材、予算の許す限り速かに実現することを要望せられた次第であります。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなく、各君の請願及び陳情は委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めめた次第であります。

最後に中上げたいことは、これらの請願、陳情に關連しまして、近年災害復旧土木事業がまだ終らないうちに、次から次へと二重三重の災害を蒙ります。その修理補強はもとより、これを放置することは許しません。地盤沈下の問題はその影響するところ廣範囲に亘り、重大問題でありますから、被災個所の復旧と共に、十分なる基礎的調査を行い、対策を講ずることが必要であると認めた次第であります。

各種灾害土木事業、職災復興事業に關しましては、國庫補助による事業の促進を図ると共に、資材の割当、政府

が、何とぞ上程せられました各案に對し、諸君の満場一致御可決の上、内閣に送付せられることを重ねて希望いたして設きます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなきまま、これより採決いたします。この請願及び陳情は委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めめた次第であります。

最後に中上げたいことは、これらの請願、陳情に關連しまして、近年災害復旧土木事業がまだ終らないうちに、次から次へと二重三重の災害を蒙ります。その修理補強はもとより、これを放置することは許しません。地盤沈下の問題はその影響するところ廣範囲に亘り、重大問題でありますから、被災個所の復旧と共に、十分なる基礎的調査を行い、対策を講ずることが必要であると認めた次第であります。

各種灾害土木事業、職災復興事業に關しましては、國庫補助による事業の促進を図ると共に、資材の割当、政府

一、日程第三、横浜都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

一、日程第四、海事仲裁等に関する法律案

一、日程第五、予防接種事件、大阪脳神経病院の被收容者逃走事件及び献血に基く障害発生事件に関する厚生大臣の報告

一、日程五乃至日程第十の請願及び日程五乃至日程第十九の請願

一、日程五乃至日程第十七の請願及び日程第十一、日程第十二の請願

一、日程第八十八、日程第八十九の陳情

一、日程第十三乃至日程第三十五の請願及び日程第九十二乃至日程第九十九の陳情

一、日程第三十六乃至日程第四十四の請願及び日程第九十六の陳情

一、地方財政委員会法の一部を改正する法律案

一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案

一、日程第四十五乃至日程第六十六

の請願及び日程第九十七乃至日程

第一の陳情

出席者は左の通り。

松川 勝吉君 石川 淳吉君

堀越 儀郎君 松井 道夫君

一松 政二君

細川 嘉六君

大隅 慶三君

水橋 藤作君

平岡 市三君

星野 芳樹君

城 義臣君

池田 勝次君

入交 太藏君

太田 敏兒君

鈴木 順一君

岩谷 雄三君

高橋 啓君

糸井 通陽君

大隈 信幸君

田中 俊次君

入交 太藏君

小林 勝馬君

鈴木 繁安君

平野 喜治郎君

高良 とみ君

中川 幸平君

米倉 龍也君

岡田 喜久治君

中平常太郎君

重宗 雄三君

松下松治郎君

丹羽 五郎君

鈴木 繁平君

西山 亀七君

前田國喜一郎君

橋本萬石衛門君

三好 始君

高瀬與兵衛君

小川 久義君

左藤 義誼君

塚木 重藏君

鈴木 與仁君

齋 武雄君

水久保謙作君

門田 定藏君

伊藤 淳一君

梅津 錦一君

赤澤 傳一君

中村 正雄君

栗山 良夫君

波多野 鼎君

河野 正夫君

赤松 常子君

千田 正君

島田 千尋君

高瀬與兵衛君

塚木 重藏君

堀越 儀郎君

新井 重藏君

細川 嘉六君

羽生 三七君

田中 利勝君

大島 錦太郎君

黒川 武雄君

赤松 常子君

大野木秀次郎君

西田 天香君

黒川 武雄君

小川 友三君

阿竹齊次郎君

田中 信儀君

谷口彌三郎君

國務大臣

厚生大臣

内閣大臣

建設大臣

農林大臣

國務大臣

岩木 信行君

厚生大臣

内閣大臣

國務大臣

厚生大臣

内閣大臣

建設大臣

國務大臣

農林大臣

國務大臣

内閣大臣

國務大臣

建设大臣

國務大臣

内閣大臣

國務大臣

政府委員

地方財政政務次官 寺尾 豊君

法務行政長官 佐藤 藤佐君

厚生政務次官 國 伊能君

農林政務次官 北村 一男君

運輸事務官(海運 経局總務課長) 嶋井 玄剛君

通信政務次官 鈴木 直人君

參議院會議錄第十二号正誤

頁段 行 誤 正

合三四 全燃 全燒

參議院會議錄第十三号正誤

頁段 行 誤 正

九四五 指命 指名

西四三 吳 ゲネラウフ ゲネラロフ

定價一部 四圓五十錢  
送刊費

行所

東京都新宿區市ヶ谷木村町  
電話九段五三一〇〇一  
印刷局